

## 新型コロナウイルス関連情報（オーストリアへの入国制限（検疫）措置の強化）

- 12月17日、オーストリア政府は、オミクロン株蔓延防止のため入国制限（検疫）措置を強化し、12月20日から実施することとしました。
- オーストリア入国には、原則として予防接種証明書又は治癒証明書が必要です。これに加えて、ブースター接種を受けた証明書又はPCR検査による陰性証明書が必要となり、ない場合は原則10日間の自己隔離措置が求められます。
- アフリカ10か国からの航空機の着陸が原則禁止されます。

安全国カテゴリーが廃止され、出発国により以下2類型に分類。

### 1 日本を含む各国（以下2除く）

オーストリア入国に際しては、原則として予防接種証明書又は治癒証明書に加えて、ブースター接種（2回型は3回目以降、1回型は2回目以降のもの）証明書又はPCR検査による陰性証明書が必要となります（2Gプラス）。

ブースター接種証明書又はPCR検査による陰性証明書がない場合は、原則10日間の自己隔離が求められます（入国後のPCR検査で陰性の場合は、その時点で自己隔離解除。）。

ただし、トランジット等は引き続き例外。また、親等が監護する12歳未満の子供については証明書は不要ですが、隔離等は親の措置に合わせて行われます。

オーストリア及びEU国民、ないし同所に住所を有する者等は2G証明書がない場合も入国はできますが、自己隔離が必要となります。

### 2 変異株地域（アフリカ10か国）

アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ザンビア、ジンバブエ、南アフリカからの入国は原則禁止されます。

オーストリア居住者等は入国できますが、予防接種証明書及びPCR検査による陰性証明書に加えて、原則10日間の自己隔離が必要です。

上記10か国からの航空便は原則着陸禁止となります。

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>